

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ
指定管理者募集要項

令和7年（2025年）4月
豊中市市民協働部人権政策課

1. 基本的事項	1
(1) 公募の趣旨	1
(2) 基本条件・運営方針	1
(3) 施設の概要	2
2. 管理運営業務に関する事項	3
(1) 指定期間	3
(2) 業務の範囲	3
(3) 指定管理者の責務	3
(4) 確保すべきサービス水準	5
(5) 管理運営業務にかかる経理および経費について	6
(6) 費用負担およびリスク負担	6
(7) 進行管理について	6
(8) その他	7
3. 公募に関する事項	9
(1) 応募資格	9
(2) 不適格事由	9
(3) グループ応募について	9
(4) 提案に至るまでの流れ	10
(5) 留意事項	11
4. 提案に関する事項	12
(1) 提案書類提出期限	12
(2) 提出場所および提出方法	12
(3) 提案書類	12
(4) 提出部数等	14
(5) 提案書類の著作権等	15
(6) その他提案に関する留意事項	15
5. 選定に関する事項	16
(1) 選定評価委員会について	16
(2) 選定の方法	16
(3) 選定結果の通知	17
(4) 審査基準	17
(5) 提案の無効について	17
(6) 選定結果の公表について	17
(7) 指定管理者の指定	18
6. 協定に関わる事項	19
(1) 協定の締結	19
(2) 履行保証	19
(3) サービス水準に関する合意書の締結	19
(4) 協定を行う事項について	19
7. その他の事項	21

第5期指定管理者募集にあたって

近年、さまざまな法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野・場面において活躍できる環境が整いつつあります。しかしながら、今なお固定的な性別役割分担意識や社会慣行、配偶者からの暴力など、男女共同参画社会に向けた課題が多く存在しています。

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として、女性活躍・男女共同参画に関する課題解決に向けた取組みが求められており、今後は女性支援（総合相談支援の実施）と働きやすい環境整備（両立支援）が重要な柱になります。広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、事業をよりきめ細やかな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現することが、「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」に求められる役割になります。

第5期の指定管理者の選定にあたりましては、上記のとおり、社会状況、求められている役割をふまえての審査を行います。

1. 基本的事項

(1) 公募の趣旨

豊中市（以下「市」とします。）は、「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」について、地方自治法第244条の2第3項にもとづき、設置の目的を効果的に達成することをめざして、本施設の管理運営を担う「指定管理者」を指定することとしました。

本施設は住民に平等に利用が確保される「公の施設」であり、その管理運営は公共の利益の増進に資する公共サービスの一環であることから、市とパートナーシップを結び公共サービスを担っていただくのに最もふさわしい指定管理者を総合的に評価し選定するため、公募による提案の募集および審査を実施するものです。

なお、市では『豊中市指定管理者制度に関する指針』（令和7年（2025年）3月）にもとづいて指定管理者制度の導入・運用を行うこととしており、本公募についても本指針に沿って進めるものとします。

(2) 基本条件・運営方針

①基本条件

指定管理者が本施設の管理運営を行うにあたっては、本施設の設置目的その他「とよなか男女共同参画推進センター条例」および「とよなか男女共同参画推進センター条例施行規則」に定める事項を基本条件とします。

【設置目的】

「とよなか男女共同参画推進センター条例」

第1条 社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざし、豊中市に男女共同参画推進センターを設置する。

②運営方針

指定管理者が本施設の管理運営を行う際に基本とする方針（「運営方針」）は、以下のとおりとします。

- 住民の平等な利用を確保すること
- 施設の設置目的に照らして施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的・効果的な運営を図ること
- 施設の管理に必要な経理的基礎、技術的能力および人材等を備えて安定的に管理運営を行うこと
- 使用承認等の権限の行使に際しては公平・公正であること
- 利用者および周辺住民等の安心・安全に配慮した施設の維持管理を行うこと
- 市の総合計画、各種分野別計画等にもとづき市が実施する施策に協力すること
- 市内事業者との連携等、市内経済の発展に貢献すること

(3) 施設の概要

名称	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ
位置	豊中市玉井町1丁目1番1-501号（エトレ豊中5階）
敷地面積	3,684.68 m ² （エトレ豊中）
延床面積	2,309.64 m ²
開設年月	平成12年（2000年）11月17日
建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階地下5階
設備等	別紙『とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務仕様書』のとおりに

2. 管理運営業務に関する事項

(1) 指定期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで（5 年間）とします。

(2) 業務の範囲

指定管理者が本施設において担う業務（「管理運営業務」）の範囲は次に掲げる各業務とし、詳細は別紙『とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務仕様書』（以下『仕様書』とします）のとおりとします。

- とよなか男女共同参画推進センター条例第 3 条第 1 項各号に掲げる事業の実施に関する業務
- 本施設の使用承認、その取消しその他本施設の使用に関する業務
- 本施設の使用料の徴収、減免および返還に関する業務
- 本施設の維持管理に関する業務
- その他市長が必要と認める業務

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市に書面で承諾を得たうえで委託することは可能です。

この場合、委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者または国もしくは本市以外の地方公共団体から同様の措置を受けている者であってはなりません。

(3) 指定管理者の責務

① 遵守すべき法令等

本施設の管理運営にあたり、コンプライアンス（法令遵守）を徹底していただくことは当然の責務となります。特に次の法令・条例等については常に参照し、その内容を十分に把握したうえで管理運営を行う必要があります。

- 地方自治法
- 個人情報の保護に関する法律
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業における活躍の推進に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 労働関連法令（労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法等）
- 豊中市自治基本条例
- 豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 豊中市行政手続条例

- 豊中市暴力団排除条例
- 人権文化のまちづくりをすすめる条例
- 豊中市男女共同参画推進条例
- とよなか男女共同参画推進センター条例
- とよなか男女共同参画推進センター条例施行規則
- 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- 豊中市情報セキュリティポリシー
- その他管理運営業務に関するすべての法令

②個人情報の保護について

前記のとおり「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、管理運営に際して個人情報保護のために必要な措置を講じることとします。その他、詳細については『仕様書』に記載のとおりです。

③情報の公開について

「豊中市情報公開条例」の趣旨に則り、市民との信頼を高めるため情報公開について必要な措置を講じることとします。

なお、本公募に対する提案書類等の市に提出された文書等についても、市の行政情報として当該条例にもとづき公開対象となります。

④人権の尊重

指定管理者は、管理運営業務の遂行に際し、人権を傷つけることのないよう留意することとします。

⑤財産の管理

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって本施設、本施設の設備および備品等（以下「財産」とします。）を管理することとします。

⑥従事者への配慮

指定管理者は、サービスの質の維持向上を図るため、管理運営業務に従事する者（以下「従事者」とします。）の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者が働きがいを持ち、いきいきと業務に取り組むために必要な措置を講じることとします。

(4) 確保すべきサービス水準

本施設の管理運営業務において、指定管理者が確保すべきサービス水準は次のとおりとします。

サービス水準項目	単位	確保すべき水準
貸室利用者数 ※とよなか男女共同参画推進センター条例「別表」に定める施設の年間延べ利用者数	人／年	30,000 人
講座・イベント参加者数 ※1 年度分 ※「性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談」事業を除く	人／年	11,000 人
講座・イベント参加者数（アウトリーチによるもの） ※1 年度分	人／年	2,200 人
部屋の使用率（全体） ※全体とは対象の室のすべての使用率 ※1 年度分 ※ホール、視聴覚室、セミナー室 ※算定式：1 年度分の使用件数/区分総数×100 ※区分総数＝1 年度分開館日×3 区分 保守点検等で使用できない区分についても含めること	%／年	55%
部屋の使用率（男女共同参画目的） ※1 年度分 ※対象の室のすべての使用率のうち、男女共同参画目的分 ※対象の室、算定式、区分総数は、部屋の使用率（全体）と同じ	%／年	48%

(5) 管理運営業務にかかる経理および経費について

①会計年度

本施設の管理運営業務にかかる会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

②会計管理およびその他経理に関する事項

指定管理者は、管理運営業務にかかる経理事務を行うにあたり、団体の事業全般とは独立した会計管理を行うこととします。その他、経理に関する事項については『仕様書』に記載のとおりとします。

③管理運営経費

とよなか男女共同参画推進センターの管理運営にかかる経費は、市が支払う指定管理委託料をもって充てるものとします。指定管理委託料は、事業計画書における提示金額にもとづき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者（に指定された団体）との協議のうえ金額を決定し、年度協定に明記するものとします。

※施設の使用料は市の歳入として市に納付していただきますので、指定管理者の収入とはなりません。

指定管理委託料は原則として精算しません（経費の削減等により生み出された適正な剰余金、経営努力による剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんは行いません）。

ただし、指定管理委託料のうち、修繕費については、毎年度末に精算のうえ、剰余金があれば市に返還していただきます。なお、修繕費は、各年度とも1,750千円とし、指定管理委託料に含めてください。

※指定管理委託料は、サービス水準の達成や業務の履行状況によって、減額する場合があります。

(6) 費用負担およびリスク負担

別紙『仕様書』に記載のとおりとします。

(7) 進行管理について

指定管理者と市とのパートナーシップにより、本施設による施策推進および事業推進を適正に進行管理する必要があることから、指定期間中は次のことを行います。

①事業計画書等の提出

指定管理者は、毎年度開始前に当該年度にかかる次の書類を市に提出することとします。

- 管理運営業務の実施計画書
- 管理運営業務にかかる収支予算書
- 指定管理者の事業全般にかかる事業計画書および収支予算書

- 管理運営業務の安全管理にかかる計画
- その他、市が必要と認めるもの

②事業報告書の作成および提出

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出することとします。

- 管理運営業務の実施状況
- 本施設の利用状況
- 使用料の収入の状況
- 管理運営業務にかかる経費の収支状況
- 安全管理対策の状況
- その他、市が必要と認める事項

③モニタリングの実施

管理運営業務が適正に運営されているか、市が定期および随時に確認を行います。また、確認のため必要な資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に定期および随時に提出を求めます。

④自己モニタリング等の実施

指定管理者は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおいてアンケートを実施するなど施設利用者から管理運営に関する意見を毎年度 1 回以上聴取するとともに、管理運営状況に関して定期的に確認し、これらをふまえた自己評価を行ってください。（結果は市に提出）

⑤年度評価の実施

指定管理者および管理運営業務状況について、事業報告書・モニタリング結果の集積等をもとに、毎年度の総括評価を実施します。評価に必要な追加資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に適宜提出を求めます。

⑥選定評価委員会による評価の実施

指定期間中に少なくとも一度、「豊中市男女共同参画推進センター指定管理者選定評価委員会」（後述）により、指定管理者および管理運営業務状況について評価を実施します。

⑦評価結果の公表

上記④⑤⑥の結果については、市のホームページにて公表します。

(8) その他

①施設の修繕工事等実施時の協力について

施設の老朽化等により、指定管理期間中にとよなか男女共同参画推進センターの修繕工事等を実施する可能性があります。市が修繕工事等を実施する場合は、指定管理者は修繕工事に支障のないよう、事業内容の変更等に協力していただきます。

また、修繕工事の計画の中で事務所の移転等の必要が発生した場合には、計画が実行できるように対応していただきます。その場合は、市は仮事務所の確保と引越しの伴う費用を負担します。また、事前に指定管理者に修繕工事の計画、内容等を情報提供するとともに、修繕工事の影響による指定管理者の業務内容の範囲等の変更について協議を行い、指定管理委託料の決定を行います。

②ネーミングライツについて

市では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツの取り組みを進めています。とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおいても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があります。

市がネーミングライツを実施する場合は、指定管理者は、実施に支障のないよう協力していただきます。その際の取扱いは次のとおりとします。なお、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、市と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

- 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとします。作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。
- 指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。
- ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、市は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。

3. 公募に関する事項

(1) 応募資格

公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、安定して本施設の管理運営を担うことのできる団体とし、法人格の有無を問いません（ただし個人での応募はできません）。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募してください。

(2) 不適格事由

本業務に係る募集要項を公示した日から選定結果を通知する日までの期間に次のいずれかに該当する団体は、指定管理者としては不適格とします。また、グループで応募する場合の代表団体および構成団体になることもできません。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている団体
- 会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
- 公租公課を滞納している団体
- 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体

※提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている団体
- 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている団体

(3) グループ応募について

代表団体または構成団体のいずれか一団体でも上記（2）のいずれかの項目に該当する場合は、不適格とします。

- 複数の法人がグループを構成して応募する場合は、グループの名称を設定し、代表団体を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。

※グループの名称は、当該施設の指定管理者としてふさわしい名称としてください。

- 同時に複数のグループの代表団体または構成団体となることはできません。
- 単独で応募した団体は、グループで応募する場合の代表団体または構成団体となることはできません。
- グループの代表団体および構成団体の変更は、認めません。

(4) 提案に至るまでの流れ

①応募表明及び現地説明会

応募の意思を有する団体は、応募表明書（別紙様式 1）を提出してください。複数団体によるグループで応募する場合は、グループ構成員届（別紙様式 1-1）およびグループ応募表明書（別紙様式 1-2）を提出してください。応募表明書を提出した団体のうち現地説明会の参加を希望する場合は、参加申込書（別紙様式 2 または 2-1）を提出してください。

○提出期限

令和 7 年（2025 年）5 月 7 日（水）17 時 15 分

○提出方法

応募表明書：電子メールのみ

現地説明会参加申込書：電子メールのみ

※必ず送付した旨を電話連絡してください。

<現地説明会>

令和 7 年（2025 年）5 月 14 日（水）14 時～（予定）

※期限までに参加申込みがあった団体のみ、詳細な日時については別途連絡いたします。

○場所

豊中市玉井町 1 丁目 1 番 1-501 号（エトレ豊中 5 階）

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ

○参加人数

1 団体につき 3 人以内

②質問受付

提案書類等の作成にあたっての質問は、質問票（別紙様式 3 または 3-1）を送信してください。電話での質問は受付しません。

○提出期限

現地説明会終了後から令和 7 年（2025 年）5 月 19 日（月）17 時 15 分

○提出方法

電子メールのみ

※送付後は必ず送付した旨を電話連絡してください。

○回答日

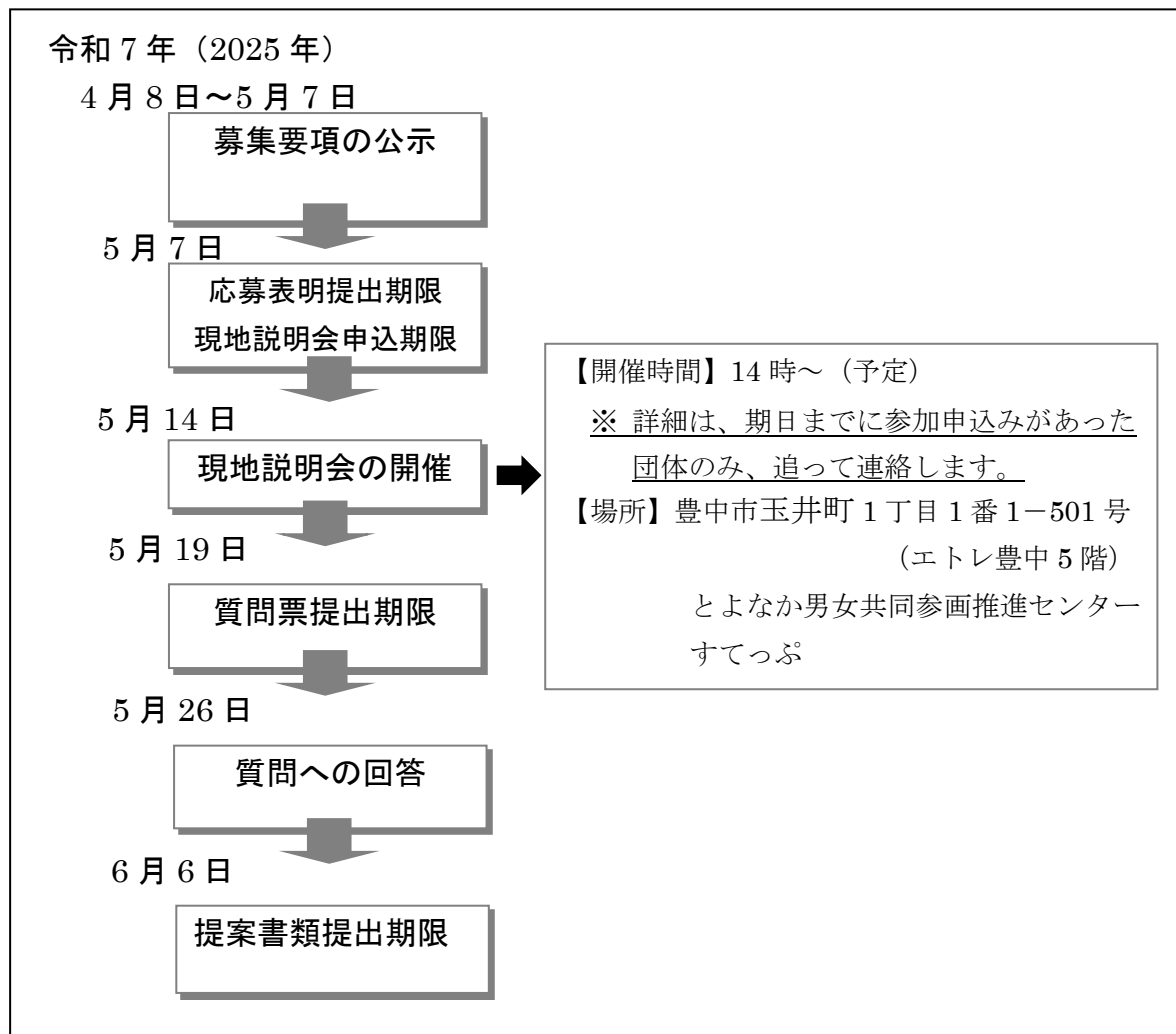
令和7年（2025年）5月26日（月）17時15分まで

質問及び回答の内容については、応募表明を提出した団体すべてに電子メールにて送付します。

送付先：豊中市市民協働部人権政策課女性支援係

電話 06-6858-2504

電子メール danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp



(5) 留意事項

- 本公募案件に関して「豊中市男女共同参画推進センター指定管理者選定評価委員会」（後述）委員や市職員への接触を禁じます。
- 応募団体名の公表を行います。

4. 提案に関する事項

(1) 提案書類提出期限

令和7年(2025年)6月6日(金)17時15分

(2) 提出場所および提出方法

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号第一庁舎5階

豊中市市民協働部人権政策課女性支援係

直接提出・郵送いずれも可(期限必着)

※郵送の場合は、必ず電話で連絡してください。

電話 06-6858-2504

(3) 提案書類

①とよなか男女共同参画推進センター指定管理者指定申込書

別紙様式4または4-1にて提出してください。

②委任状等(グループ応募の場合のみ)

複数団体によるグループ応募の場合のみ、次の書類を提出してください。

- 委任状(別紙様式5)
- グループ結成に係る協定書(写し)(参考:別紙様式5-1)

③団体概要説明書

別紙様式6にて提出するとともに、次の書類を添付してください(複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む)。

- 団体の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類(パンフレット等でも可)
- 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- 法人の場合、法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- 役員名簿(役職名、氏名〔ふりがな〕、性別、現住所
〔役員個人のもの、番地まで記載〕、生年月日を必ず明記してください。)
(別紙様式7)

④団体の事業報告書類

次の書類を提出してください。(複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む)。

- 直近1事業年度分の事業報告書
- 申込日の属する事業年度分の事業計画書
- 申込日の属する事業年度分の収支予算書

⑤指定期間の事業計画書

(参考：別紙様式 10-1～10-21)

⑥事業計画書の概要版

※上記⑤指定期間の事業計画書の内容を全て網羅したものを A4 判 2 ページ以内で、任意の様式で提出してください。なお、指定管理者の候補者となった者の概要版に限り、議会の審議等に必要な場合に公表することがあります。

⑦財務状況報告書類

次の書類につき、直近の 3 事業年度分を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- 貸借対照表
- 損益計算書または収支計算書
- キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの
- 勘定科目内訳明細書
- 法人税確定申告時提出書類（別表一～十六）

⑧諸証明書類

次の書類を「諸証明書類提出チェックリスト」に記載し添付の上、提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出書類は（原本）とあるもの以外は写しを提出してください。（*）マークのある書類については、有る場合は提出してください。

- 法人の場合、法人税・消費税及地方消費税の納税を証明する書類（過去 3 か年分）（原本）
- 法人の場合、過去 3 か年に都道府県税・市町村税に未納がないことを証明する書類（原本）
- 法人以外の団体の場合、代表者が過去 3 か年に公租公課（所得税、市町村民税、健康保険料等）に未納がないことを証明する書類（原本）
- 労働保険 保険関係成立届
- 労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（直近のもの）
- 上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書（直近の第 1・2・3 期のもの）
- 社会保険適用通知書または直近の被保険者報酬月額算定基礎届
- 社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書または保険料納入告知額・領収済額通知書（直近のもの）
- 就業規則（パート労働者等を含め 10 名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程（*）や育児介護休業規定（*）、ハラスメント規程等の付属規程（*）を含む。）
- 就業規則等の閲覧方法や備え付けている場所等を示した文書や資料、社内ポ

ータルサイトの画面の写し等、各規定類が適切に周知されていることがわかる資料（＊）

- 時間外労働・休日労働に関する協定届
- 時間外労働・休日労働に関する協定届の労働者代表が労働者の過半数以上の信任を得ていることがわかる資料（議事録や署名一覧等 過半数以上の信任を得ていることがわかる資料がない場合は、労働者代表が選出されたことを周知した資料）（＊）
- 労使協定（締結している労使協定がある場合）（＊）
育児・介護休業等に関する労使協定、賃金控除に関する労使協定、年次有給休暇に関する労使協定（時間単位有給や計画的付与実施の場合）等
- 健康診断実施対象者及び受診者リスト（労働者 50 名未満の事業所の場合）
- 定期健康診断結果報告書（労働者 50 名以上の事業所の場合）
- 衛生委員会 議事録（直近開催 3 カ月分・労働者 50 名以上の事業所の場合）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（労働者 50 名以上の事業所の場合）
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック実施報告書・実施義務対象者が 50 名以上いる事業所の場合）
- 労働条件通知書または労働契約書等労働条件がわかる書面（パート、有期契約社員がいる場合はその者を含む直近の入職者 3 名分）
- 年次有給休暇管理簿（管理監督者 1 名の経年分（基準日からの 1 年間の実績がわかるもの））
- 労働者名簿（1 名分）
- 時間外労働時間数が多い上位 2 名と管理監督者に関する下記資料（直近 1 年間で最も時間外労働時間数が多い月）
 - （ア）賃金台帳
 - （イ）シフト表
 - （ウ）タイムカードのコピー等、勤退の時間を客観的に把握している資料
- 賃金額が事業所内で最も低い労働者の下記資料（時給者・月給者 各 1 名分）
 - （ア）賃金台帳
- ハラスメント相談窓口を周知していることがわかる資料（＊）
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画届出（常時雇用する労働者の数が 101 人以上の事業主の場合）

⑨入札参加停止措置等状況調書

別紙様式 8 にて提出してください。

(4) 提出部数等

○提出物

- ・提案書類：11 部（正本 1 部、副 10 部）
- ・提案書類のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 枚

○留意事項

- ・項目①～⑨の提案書類にそれぞれインデックスを付け（⑤指定期間の事業計画書には様式毎にインデックスを付けること）A4 判で統一、本文の文字サイズは原則 10.5 ポイントとし、ページ数を付して編綴してください。また、多色刷りは可としますがモノクロ複写・印刷する場合でも見やすくなるように配慮してください。
- ・電子媒体については、項目③団体概要説明書（様式 6）、⑤指定期間の事業計画書（参考：別紙様式 10-1～10-21）、⑥事業計画書の概要及び⑨入札措置等状況書（様式 8）〔何れも MS-Office で作成のファイル〕を格納してください。
- ・提案書類及び電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。

（5）提案書類の著作権等

申込団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申込団体に帰属します。ただし、市が指定管理者の決定を行う際、議会の審議等に必要の場合は、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。また、提出書類は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

（6）その他提案に関する留意事項

市は、指定管理者として最もふさわしい団体を選定するにあたり、本募集要項および仕様書に記載する業務内容およびサービス水準等を満たすための各申込団体なりの創意工夫ある提案を求めるものです。

なお、指定管理委託料の予定価格及び最高評価点相当額については、協定締結時の金額を示すものではなく、評価の基準となる価格を示すためのものです。

また、指定管理委託料は事業内容を踏まえ本市と協議のうえ、毎年度の協定により確定しますので、提案額がそのまま指定管理委託料になるものではありません。

5. 選定に関する事項

(1) 選定評価委員会について

応募団体のなかから指定管理者としてふさわしいと考えられる候補者を選定するため、とよなか男女共同参画推進センター条例第 24 条に規定する「**豊中市男女共同参画推進センター指定管理者選定評価委員会**」（以下「委員会」とします。）にて審査を行います。

委員会は、それぞれ公共サービスに関して優れた識見を有する次の委員で構成しています。

- 学識経験者 3 名
- 財務面に関する有資格者 1 名
- 労務面に関する有資格者 1 名

(2) 選定の方法

審査基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。

①書類審査

提案書類にもとづく書類審査を行います。

（ただし、4 者以上応募があった場合は、一次審査として書類審査のみによる採点を行い、得点順位 3 位以内の団体のみ面接審査に参加できます。なお、「所要コストの適正度」を除いた選定考査項目における採点結果の合計点が当該配点の 50%未満の場合、書類審査採点結果が配点の 50%未満だった場合は選外とします。）

②面接審査

団体を代表する方（3 名以内）に面接会場にご来場いただき、選定評価委員との面接・質疑応答に臨んでいただきます。面接の日時等の詳細については書面にて全応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知します。

○面接日時

令和 7 年（2025 年）7 月上旬ごろ

○場所

豊中市玉井町 1 丁目 1 番 1-501 号 とよなか男女共同参画推進センター
(予定)

③第一候補者の決定

- 審査の結果、全体の採点結果の合計点が最高点の者を第一候補者とします。
- 最高点の者が複数の場合は、原則として選定考査項目における「所要コストの適正度」を除いた採点が高い団体を第一候補者とします。
- 全体の採点結果が最も高い場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、第一候補者としません。

(ア)「所要コストの適正度」を除いた選定審査項目における採点結果の合計点が当該配点の 50%未満の場合

(イ) 全体の採点結果の合計点が配点の 50%未満だった場合

(3) 選定結果の通知

選定結果通知

令和 7 年 (2025 年) 7 月下旬に書面にて面接審査を受審した全団体 (グループによる応募の場合は、グループの代表団体) に通知します。通知においては、採点結果を記載するとともに、第一および第二候補者となった団体にはそれぞれその旨を、その他の団体には選外となった旨を記載します。なお、団体に関する情報の開示については、当該団体にかかる自己の情報についてのみ対象となります。

(ただし、一次審査として書類審査の採点を行った場合、選外となった団体にはその旨と採点結果を通知します。)

(4) 審査基準

別紙審査基準表のとおり。

(5) 提案の無効について

以下の一つに該当するときは、提案内容を無効とし、応募自体を取り消しとします。

- 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- 提出書類に著しい不備があったとき
- 面接審査を受審しなかったとき
- 一団体で複数の提案をしたとき
- 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- その他、募集要項の内容に違反したとき

(6) 選定結果の公表について

選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- 第一候補者とした団体名、採点結果および第一候補者への選定理由
- 第二候補者とした団体名、採点結果および第二候補者への選定理由
- 選外となった団体の採点結果 (団体名は公表しません。)

(7) 指定管理者の指定

委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定します。

指定管理者の候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会での議決を経た後に、指定管理者として指定します。

6. 協定に関わる事項

(1) 協定の締結

選定ののち議会において指定の議決を経た団体は、指定管理者として本施設の管理運営を担うに先立って、市と協議のうえ協定を締結する必要があります。この際、指定期間である5年間を対象とした「基本協定」と、まず指定期間1年目である令和8年度（2026年度）を対象とした「年度協定」の二種類の協定を締結します。年度協定は、以降の指定期間において年度毎に締結していくこととなります。

(2) 履行保証

指定管理者は、市との協定に当たっては、豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）第108条に規定する契約保証金の取扱いに準じ、指定管理委託料（当該年度）の100分の5以上の履行保証金を納めなければならないものとします。

この履行保証金は、指定管理者の指定の取消し等を行った場合には、その全部又は一部について市に帰属するものとし、指定期間が満了した場合には、指定管理者に返還するものとします。

※豊中市財務規則第110条に記載する契約保証金の納付の免除の規定を準用する。

(3) サービス水準に関する合意書の締結

本施設として確保しなければならないサービス水準については、指定管理者となる団体と市が協議のうえ、協定（項目によって基本協定・年度協定のいずれの場合もあり）の一部あるいは独立した文書として、サービス水準に関する合意書を締結することとします。

(4) 協定を行う事項について

①主な基本協定事項

- 指定期間
- 業務の範囲
- リスクの負担
- 人材の確保および責任者の配置
- 管理の基準
- 秘密の保持
- 個人情報の保護
- 情報の公開
- 人権の尊重
- 備品等の貸与
- 施設等の維持補修等

- 財産の管理
- 事業計画書の提出
- 管理状況等の定期報告
- 事業報告書の作成および提出
- 業務実施状況のモニタリング等
- 自己モニタリング等
- 外部評価等
- 指定管理委託料の支払
- 運営会議の設置
- 自主事業の実施
- ネーミングライツ実施への協力
- 業務の引き継ぎ
- 指定の取り消しおよび業務の停止
- 不可抗力による指定の取り消し
- 原状回復
- 損害賠償
- 権利等の譲渡等の禁止
- 一括再委託の禁止
- 苦情、要望等の対応
- 緊急時対策等
- 緊急時の対応
- 災害時等の本施設の利用
- 業務報告の聴取等
- 重要事項の変更の届出
- 基本協定の変更
- 管轄裁判所
- 疑義についての協議
- その他

②主な年度協定事項

- 当該年度の業務内容
- 当該年度の指定管理委託料
- 指定管理委託料の精算
- 疑義等の決定
- その他

※ 協定に際しては、本募集要項および『仕様書』に記載した事項等についても改めて協議を行い、締結することとなりますが、基本的には本募集要項および『仕様書』記載の内容を踏襲するものと考えています。また、同一の条件で応募団体を審査する必要があるため、応募にあたっては必ず本募集要項および『仕様書』記載の内容

を前提とした提案で提出してください。

7. その他の事項

- 応募団体は、指定管理者の選定結果後に本募集要項および『仕様書』の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 応募表明を取り下げる場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届（別紙様式 9）、複数団体によるグループの場合は（別紙様式 9-1）を文書で豊中市長あてに提出してください。
- 現地説明会参加に必要な費用は、参加団体の負担とします。
- 提案および審査受審のため必要な費用は、応募団体の負担とします。
- 提案書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。
- 指定管理者業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります。

問い合わせ先：

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号第一庁舎 5 階

豊中市市民協働部人権政策課女性支援係

電話 06-6858-2504 FAX 06-6846-6003

電子メール danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp